

尼崎市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援し、児童虐待の未然防止を図ることを目的として実施する尼崎市産後ケア事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、尼崎市(以下、「本市」という。)とする。ただし、前条の目的を達成するために本事業の趣旨を理解し、適切な実施及び適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。本事業の委託を受ける事業者（以下、「事業者」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に定める県内、または県外で本市近隣に所在する病院、診療所及び助産所(助産師出張業務届出者含む)であること。もしくは、居室・カウンセリングを行う部屋・乳児の保育を行う部屋・その他事業の実施に必要な設備を有する施設であること。
- (2) 本事業に関する知識及び技術を有していること。
- (3) 助産師・保健師又は看護師(以下、「助産師等」という。)のいずれかを常に1名以上(出産後4か月頃までの時期は、助産師を中心とした体制とすること。)配置し、主に母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談等を行う実施体制が確保できること。
(ただし、宿泊型は、1名以上の助産師等の看護職を24時間体制で配置すること。)
- (4) 第4条に規定する事業内容を提供できること。
- (5) 本事業を安全・快適に提供できること。
- (6) 本市と適切な連携・調整を行うことができること。

(対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、尼崎市内に住所を有する産後1年以内(児の1歳の誕生日の前日まで)の母親及び乳児、流産・死産を経験して1年以内の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 産後ケアを必要とする者。
- (2) その他、市長が必要と認める者。

2 次の各号のいずれかに該当する者は利用できないものとする。

- (1) 母子のいずれかが感染性疾患(麻疹、風疹、インフルエンザ等)に罹患している者。
- (2) 母親に入院加療の必要がある者。
- (3) 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親。(ただし、医師により本事業において対応が可能であると判断される場合にはこの限りではない。)
- (4) その他、本事業の利用が適当でないと認められる者。

(事業内容)

第4条 本事業は、対象者に対し、次に掲げるサービス(以下「サービス」という。)を

実施するものとする。

(1) 宿泊型

対象者を宿泊させ、産後ケアを実施するとともに、母親の食事の提供、入浴機会の提供等を実施する。

(2) 通所型

対象者を日帰りで施設利用させ、産後ケアを実施するとともに、必要に応じて母親の食事の提供を実施する。

(3) 訪問型

対象者の家庭を訪問し、産後ケアを実施する。

2 前項の産後ケアは、次に掲げる内容とする。

ア 母親への保健指導（健康状態の観察、身体的ケア）、栄養指導（栄養相談）

イ 母親の心理的ケア（EPDS を活用した相談支援等）

ウ 適切な授乳ができるためのケア（乳房ケアまたは授乳支援等）

エ 育児の手技についての具体的な指導及び相談（発育発達等のチェック、離乳食相談、育児相談、児の抱き方・おむつ交換・沐浴・寝かしつけ等の指導・相談）

（利用日数等）

第5条 利用対象者は、各号に掲げるサービスの種類に応じ、各号に定める日数または時間のサービスを利用することができる。

(1) 宿泊型は、通算7日以内（0時から24時までの利用を1日とする）

(2) 通所型は、通算7回以内（1回9時間以内とする）

(3) 訪問型は、通算4回（多胎児とその母親にあっては6回）以内（1回2時間以内とする）

2 サービスの実施日及び実施時間は事業者が定めるものとする。

（利用申請）

第6条 本事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、尼崎市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書（様式1号ー1または1号ー2）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該年度（4月または5月に利用する場合は前年度）の市民税が非課税世帯（以下、「非課税世帯」という。）については、市長にそれを証する書類を提出しなければならない。ただし、市長が、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯（以下「被保護世帯」という。）については、生活保護を受給していることを証する書類を提出しなければならない。

（利用承認及び通知）

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、利用承認したときは、尼崎市産後ケア事業利用券（様式2号ー1または様式2号ー2）により、利用不承認の決定をしたときは、尼崎市産後ケア事業利用不承認通知書（様式3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 申請に基づき事業者の予約を市長が行い利用承認した場合、尼崎市産後ケア事業利用依頼書（様式4号）に尼崎市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書（様式1号

ー 1 または様式 1 号ー 2) の写しと尼崎市産後ケア事業利用券 (様式 2 号ー 1 または様式 2 号ー 2) の写しを添えて、速やかに事業者に依頼するものとする。当該事業者は、サービス開始前にサービスの利用を承認された利用者 (以下、「利用者」という。) に連絡し、その利用に係る説明等を行わなければならない。

- 3 利用日数や回数のみを承認した場合、利用者は、利用券受理後、自ら事業者に予約を行わなければならない。利用者から予約を受けた事業者は、市長に予約報告を行い、必要に応じて情報提供を依頼するものとする。

申請日から利用券受理までにやむを得ずサービスを利用する場合は、利用者は課税世帯の利用料を支払い利用できることとする。非課税世帯、被保護世帯の場合は、利用者は利用券受理後事業者を利用料の差額の返還を求めることができる。

(利用承認内容の変更)

第 8 条 第 7 条の規定により、利用承認の決定を受けた利用者は、利用日時等に変更が生じた場合は、速やかに、事業者に連絡しなければならない。

- 2 変更連絡を受けた事業者は、速やかに市長に連絡するものとする。ただし市長が予約を行い、日時及び事業者を決定した場合は、事業者が尼崎市産後ケア事業利用変更連絡票 (様式 5 号) を市長に送付するものとする。
- 3 利用者は、氏名及び住所等の変更があったときは、尼崎市産後ケア事業変更届出書 (様式 10 号) を速やかに市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定に基づく届け出があった場合は、変更の可否を決定するとともに、その旨を尼崎市産後ケア事業変更承認通知書 (様式 11 号) により速やかに利用者に通知するものとする。
- 5 世帯区分の変更に伴った自己負担額の変更は、承認日以降の産後ケア利用に対して適応するものとする。

(自己負担額)

第 9 条 利用者は、別表 1ー 1、別表 1ー 2、別表 1ー 3 に定める費用を負担しなければならない。

- 2 自己負担額は、利用当日に事業者に対し、利用者が直接支払うものとする。
- 3 利用に際し発生する食費、個室、光熱水費、寝具、消毒、訪問型の場合は交通費以外の必要経費については、事業者が別途実費徴収することができる。

(委託料)

第 10 条 本事業に係る委託料の額は、別表 1ー 1、別表 1ー 2、別表 1ー 3 により算出した額とする。

(実施報告及び委託料の請求)

第 11 条 事業者は、実施状況について、尼崎市産後ケア事業利用報告書 (様式 6 号) を作成し、尼崎市産後ケア事業請求書 (様式 7 号) とともに、事業を実施した当月分を翌月 10 日までに市長に請求するものとする。

(委託料の支払)

第 12 条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審

査し、支払要件を満たしているものについて、請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

(研修の実施)

第 13 条 事業者は、産後ケア事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質向上に努めるものとする。

(帳票類の整備等)

第 14 条 事業者は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、帳票類等の提出又はサービス内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第 15 条 事業者は帳票類は 5 年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 事業者は、保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

(事業内容の改善)

第 16 条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業者は、本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項等を遵守しなければならない。

(安全管理体制)

第 18 条 事業者は、本市が作成した、安全管理マニュアルを踏まえ、日頃から緊急時における対応について準備・対策を実施するものとする。

2 事業者は、賠償責任保険に加入するものとする。

(事故及び損害の責任)

第 19 条 事業者は、業務により生じた事故及び損害については、本市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 本市に所在する事業者は、前項に規定する事故が発生したときは、直ちに市長に連絡するとともに、母親等のみが事故にあった場合には、産後ケア事業事案等発生時報告様式(様式 8 号)、事故に児が含まれている場合には、教育・保育施設等事故報告書(様式 9 号)により市長へ報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定において報告があった事故のうち、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案が発生したときは、直ちに兵庫県を通じて国へ報告しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則

一部改正 令和 7 年 1 0 月 1 日

別表 1－1 宿泊型の費用（1 日あたり）

契約単価			自己負担額	委託額
1 日あたり	課税世帯	基本額	2,750 円	28,250 円
①基本額		多胎加算(※1)	0 円	7,000 円
31,000 円		要支援加算(※2)	—	7,000 円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	1,000 円	30,000 円
7,000 円		多胎加算(※1)	0 円	7,000 円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	7,000 円
7,000 円				

別表 1－2 通所型の費用

契約単価			自己負担額	委託額
1 時間あたり	課税世帯	基本額	450 円	2,950 円
①基本額		多胎加算(※1)	0 円	1,000 円
3,400 円		要支援加算(※2)	—	500 円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	100 円	3,300 円
1,000 円		多胎加算(※1)	0 円	1,000 円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	500 円
500 円				

別表 1－3 訪問型の費用<交通費含む>

契約単価			自己負担額	委託額
1 時間あたり	課税世帯	基本額	1,000 円	4,000 円
①基本額		多胎加算(※1)	0 円	1,000 円
5,000 円		要支援加算(※2)	—	1,000 円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	0 円	5,000 円
1,000 円		多胎加算(※1)	0 円	1,000 円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	1,000 円
1,000 円				

(※1) 多胎児利用の2人目以降の児1人あたり

(※2) 支援の必要性の高い者の受け入れ加算(市から依頼を受理し受け入れた場合): 市がリスクアセスメントシート等を活用し、支援の必要性が高い者(要対協、特定妊婦等)と判断した場合は、協力機関に支援依頼を行う。支援依頼のあった協力機関は。①アセスメント、②ケアプランの作成、③②に基づくケアの実施・評価、④市・関係機関との連携を行うものとする。